

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料にかかる料率決定が発表されています。

令和4年3月分（4月末納付分）からの料率が以下に変更となりますので、被保険者の負担分につき、翌月徴収の事業所さまは4月支給、当月徴収の事業所さまは3月支給の給与計算時に変更ご対応いただき、控除額をご確認ください。

◆健康保険料率

- ・東京都 全体 9.81%（労使折半 4.905%）従前 9.84%から↓
- ・神奈川県 全体 9.85%（労使折半 4.925%）従前 9.99%から↓
- ・大阪府 全体 10.22%（労使折半 5.11%）従前 10.29%から↓

ほか都道府県については「協会けんぽ 令和4年度保険料額表」にてご確認ください。

◆介護保険料率 1.64%（労使折半 0.82%）従前 1.8%から↓（全都道府県同率）

健康保険、介護保険料率については、例年この時期、保険料と給付の収支により見直しがかげられることとなっています。各健康保険組合においても同様ですので、組合に加入されている事業所さまにおかれましては、念のためお知らせをご確認ください（業務をお預かりしております会社さまにつきましては、別途、ユアサイドより各人保険料のご連絡をいたします）。